

沖縄県中学校技術・家庭科研究会会則

沖縄県中学校技術家庭科研究会

第1章 総則

第1条 本会は沖縄県中学校技術・家庭科研究会と称する。

第2条 本会の事務局は会長の指定する場所におく。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は沖縄県の中学校技術・家庭科教育の研究ならびに振興を図ることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 中学校の技術・家庭科教育の内容及び方法の研究・
2. 中学校の技術・家庭科の施設、設備の充実を図る。
3. 研究調査
4. 研究大会や講演会および研修会の開催。
5. 研究資料や成果および機関誌の発行。
6. 関係諸機関との連絡および協力。
7. その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 会員および組織

第5条 本会の会員は技術・家庭科の担当教員と本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

第6条 本会は技術・家庭科担当教員と本会の目的に賛同する者で組織し、地区研究会を設ける。

第7条 本会の運営を円滑にするため、次の委員会を設置する。

- 県役員会
- 運営委員会

第8条 本会の事業を実施するため、次の部を設ける。

1. 研究部・・・・・・研究部長および各地区研究部長で組織し、県大会開催地区の研究部長を副部長とする。
2. 編集部・・・・・・各地区ノート編集担当で組織し、県大会開催地区担当を本部長として、前年度県大会開催地区担当者を副部長とする。
3. ロボコン部・・・・・・ロボコン部長、副部長および各地区ロボコン部長で組織する。
4. 家庭科活性化部・・・・家庭科活性化部長を置き、主にもものづくりコンテストを担当する。副部長は、活性化部で決定する。
5. 中文連部・・・・・・各地区中文連担当で組織し、事務局次長を主とし、副部長は、県大会開催地区の中文連担当者とする。なお事務局次長は、技術分野・家庭分野それぞれ1名置く。また、県中

文連との連絡調整には、県事務局長も関わる。

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 会長・・・・・・・・・・1名 | 7. 監査・・・・・・・・・・2名 |
| 2. 副会長・・・・・・・・・・2名 | 8. 各部の正副部長・・・・若干名 |
| 3. 事務局長・・・・・・・・・・1名 | 9. 事務局員・・・・・・・・・・若干名 |
| 4. 会計・・・・・・・・・・1名 | 10. 顧問・・・・・・・・・・若干名 |
| 5. 庶務・・・・・・・・・・1名 | 11. 参与・・・・・・・・・・若干名 |
| 6. 事務局次長・・・・・・2名 | |
| (中文連・ものづくり担当) | |

第10条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 会長、副会長、監査は運営委員会において選出し、総会の承認を得る。また、会長を除く副会長、事務局長、事務局次長については、各地区で分担し輪番制を原則とする。
2. 運営委員は、県役員及び各地区研究会正副会長、各地区事務局長をもってあてる。
3. 事務局員および各部長は会長が委嘱する。
4. 顧問は会長が退職校長に委嘱する。
5. 参与は教科担当主事並びに本会の目的に賛同する者で、この教科の指導経験、知識造詣の深い者をもってあてる。

第11条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長は会務を総括し、本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 運営委員は、運営委員会を組織し、本会の運営について協議し、議決する。
4. 監査は本会の会計を監査する。
5. 各部の部長は各部の企画運営にあたり、各部の活動の起案と遂行にあたる。
6. 事務局長は、本会の有機的活動を計るために事務局の企画運営にあたり、次長はその補佐と沖縄県中学校文化連盟技術・家庭科専門部の専門委員長を兼ねる。
7. 庶務・会計は、諸会議の記録および会計事務を担当する。
8. 顧問は会長の諮問に応ずる。
9. 参与は会長の要請に応じて審議に加わるものとする。

第12条 役員の任期は次のとおりとし、再任を妨げない。補充による役員の任期は、その役員の在任期間とする。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 会長・・・・・・・・・・2年 | 7. 監査・・・・・・・・・・1年 |
| 2. 副会長・・・・・・・・・・2年 | 8. 各部の正副部長・・・・1年 |
| 3. 事務局長・・・・・・・・・・2年 | 9. 事務局員・・・・・・・・・・2年 |
| 4. 会計・・・・・・・・・・2年 | 10. 顧問・・・・・・・・・・2年 |
| 5. 庶務・・・・・・・・・・2年 | 11. 参与・・・・・・・・・・2年 |
| 6. 事務局次長・・・・・・1年 | |
| (中文連・ものづくり担当) | |

第4章 会議

第13条 本会の会議は次のとおりとし、会長がこれを招集する。

1. 総会は年1回とする。必要に応じて臨時総会を開くことができる。
2. 県役員会、運営委員会、研究部長会、編集部会、中文連担当者会、家庭科活性化部会、ロボコン部会は、下記のメンバーで構成し、必要に応じて随時開催する。
 - 県役員会
(県会長、県副会長、県事務局長、県研究部長、各地区会長、副会長)
 - 運営委員会
(県役員会のメンバー、県会計、庶務、県ロボコン部長、家庭科活性化部長、事務局次長、各地区事務局長)
 - 研究部長会
(県会長、県副会長、県事務局長、県研究部長、各地区研究部長)
 - 編集部会
(各地区ノート編集担当者)
 - 中文連担当者会 ※中文連が招集する。
(県事務局長、事務局次長、各地区中文連担当者)
 - ロボコン部会
(県ロボコン部長、各地区ロボコン部長)
 - 家庭科活性化部会
(県副会長、県家庭科活性化部長、各地区副会長 など)
3. 会議は構成員の過半数をもって成立する。
4. 会議の議決は出席者の過半数をもって決する。

第5章 会計

第14条 本会の経費は次の収入による。

1. 会員の会費
2. 補助金(※印税還付金)
3. その他の収入

第15条 本会の会計年度は4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条 会費の額は年1人当たり1500円とし、地区ごとに納める。

第6章 付則

第17条 本会則は総会の承認を得なければ改廃することはできない。

第18条 本会則は昭和51年9月10日より施行する。

1. 本会則の第12条を平成2年7月7日に一部改正する。
2. 平成 3年6月22日 一部改正
3. 平成 7年5月17日 一部改正
4. 平成 8年5月29日 一部改正
5. 平成 9年5月23日 一部改正
6. 平成19年5月17日 一部改正
7. 平成22年6月 9日 一部改正
8. 平成25年6月20日 一部改正